

## 住民の抗告訴訟について

2023年1月13日

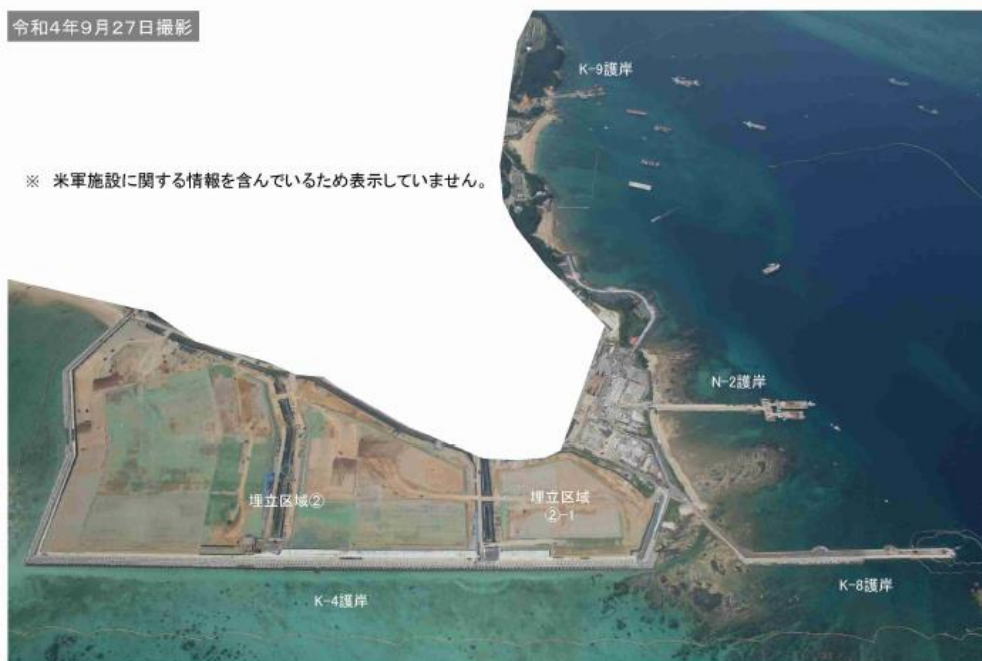
辺野古弁護団 弁護士川津知大

### 1 公有水面埋立法（埋立法）4条1項の承認等要件

- 1号：国土利用上適正・合理的
- 2号：埋立が環境保全・災害防止につき十分配慮
- 3号：用途が国・自治体の土地利用・環境保全計画に違背しない
- 4号：公共施設の配置・規模が適正 ほか

### 2 沖縄県の承認撤回及び埋立地用途変更・設計概要変更不承認

- (1) 2018年8月31日 沖縄県が埋立承認の撤回処分  
理由：軟弱地盤、活断層、高さ制限、サンゴ類・ジュゴン、海藻草類への影響など（埋立法4条1項1号、2号他違反）
- (2) 2021年11月25日 沖縄県が埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対して不承認処分  
理由：軟弱地盤、ジュゴンへの影響など（埋立法4条1項1号、2号他違反）



県 HP より



「Iriyama New Base」計画図

### 3 訴訟の経過

2018年8月31日 埋立承認撤回処分

2018年10月17日 沖縄防衛局→国交大臣

行政不服審査法に基づき、撤回処分について不服審査請求

2018年10月30日 国交大臣 撤回処分の執行停止

2019年4月5日 国交大臣 埋立承認撤回処分を取り消す旨の裁決

2019年4月19日 「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」提起

#### 争点 ①原告適格

国は、原告適格を先に判断してほしいと再三求め、  
それ以外の点は原告適格が決着してから反論する  
裁判所は、原告適格を先に判断することはない。

②審査請求の違法性（固有の資格）

③裁決の違法性（国は一度も反論せず）

2019年12月 結審（2020年3月19日判決、執行停止に関する決定予日）

2020年3月上旬 県と国の関与訴訟、固有の資格の争点にかかる最高裁判決が3月26日に出されると報道される。

2020年3月18日ころ 裁判所より、判決日の取消の連絡あり。

2020年3月19日 執行停止に関する決定

却下だが、原告適格4名認める。

却下の理由：原告に生じる重大な損害を避けるための緊急の必要性がない。

2020年3月26日 県と国の関与訴訟、最高裁判所判決

2020年4月13日 原告適格が認められなかった住民は却下判決

2020年4月21日 沖縄防衛局が沖縄県に対して、埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書を提出

2020年7月 原告適格が認められた4名の本案に関し弁論再開

争点 ①原告適格

②裁決の違法性：裁決の瑕疵の有無

2021年4月 裁判長交替

2021年11月25日 沖縄県が埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対して不承認処分

2022年4月8日 国交大臣 不承認処分を取消す旨の裁決

2022年4月26日 一審判決（原告適格認めず）

現在控訴審に継続中

2022年8月12日 沖縄県が国交大臣の不承認処分を取消す旨の裁決に対して、取消訴訟を提起

2022年8月23日 「知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟」提起

2022年12月8日 沖縄県が提起した撤回処分を取り消す旨の裁決の取消訴訟について、最高裁が上告棄却

#### 4 決定と判決の相違（資料①～③）

(1) 「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」の執行停止の申立てに対する却下

決定（2020年3月19日）

- ・申立人（原告）3名について、航空機騒音により健康や生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれがあるとして、原告適格を認めた。
- ・申立人（原告）1名について、高さ制限にかかるものとして原告適格を認めた（ただし、実際には高さ制限にかかってはいないことが分かっている。）
- ・結論としては、執行停止を認めるための「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」という要件を認めず、執行停止の申立ては却下。

(2) 「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」に対する却下判決（2022年4月26日）

- ・基地が出来た後の航空機騒音は考慮されず、あくまで埋立て事態による被害の有無が問題であり、原告らに具体的な被害は認められないとして原告適格を否定。
- ・原告1名について、高さ制限にはかかっていないとして原告適格を却下。

## 5 「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」

### (1) 概要

- ①いつ：提訴 2019年4月19日  
判決 2022年4月26日  
控訴 2022年5月6日
- ②誰が：大浦湾周辺に居住する住民（現在は4名）
- ③誰に対し：国
- ④何を求めているか：埋立承認撤回処分に対し国土交通大臣がなした取消裁決の取消し
- ⑤係属裁判所：福岡高等裁判所那覇支部  
一審は那覇地方裁判所民事2部
- ⑥訴訟の種類：行政事件訴訟法の抗告訴訟（3条）  
\* 沖縄県も抗告訴訟を提起したが、審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しないとして、2022年12月8日に上告棄却。

### (2) 裁決が取消されるためには？

## ①原告適格（行訴法9条）が認められること

### （原告らの主張）

騒音被害のおそれ、高さ制限（資料④から⑥）

### （国の主張）

撤回は公水法4条1項1号・2号を理由に撤回したのだから、原告適格は1号・2号と関連ある人のみにすべき。上記①と②は1号・2号要件に関係なし。

## ②裁決が違法であること

→ 撤回処分が復活し、工事が止まる。

原告適格は1人でも認められればOK

### （原告らの主張）

公水法4条1項各号の要件を判断する過程に誤り有り。

例) ①軟弱地盤調査不十分（資料⑩から⑫）

②改良工事の実現性が乏しい

③活断層の存在

④高さ制限（資料④から⑥）

### （国の主張）

一般的で施工実績が豊富なサンドコンパクションパイル工法及びサンドドレーン工法を用いて地盤改良工事を行うことにより所定の安全性を確保して行うことが可能である。

⇐しかしながら、軟弱地盤は水面下約90メートルまでであるが、工事は約70メートルまでしか予定していない。

しかも、国内の工事实績は約65メートルまでしかない（資料⑫）

## 6 「知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟」

### (1) 概要

①いつ：提訴 2022年8月23日

②誰が：大浦湾周辺に居住する住民(19名)、及び大浦湾周辺でダイビングツアーを営む那覇市在住の住民(1名)

③誰に対し：国

- ④何を求めているか：埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした取消裁決の取消し
- ⑤係属裁判所：那覇地方裁判所民事2部
- ⑥訴訟の種類：行政事件訴訟法の抗告訴訟（3条）

## (2) 裁決が取消されるためには？

### ①原告適格（行訴法9条）が認められること

#### （原告らの主張）

騒音被害のおそれ、高さ制限（資料⑦～⑨）

※こちらの訴訟では、現に高さ制限にかかっている原告が3名いる。

#### （国の主張）

原告適格は県の不承認の理由との関係だけで問題となるものであり、その理由に関係のない理由は原告適格を基礎づける理由とならない。

### ②裁決が違法であること

→埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分が復活し、工事を進められない。

原告適格は1人でも認められればOK

#### （原告らの主張）

公水法4条1項各号の要件を判断する過程に誤り有り。

例) ①軟弱地盤調査不十分（資料⑩から⑫）

②改良工事の実現性が乏しい（資料⑩から⑫）

③地盤安定性の調査が不十分、不適切である（資料⑩から⑫）

④環境に及ぼす影響についての情報収集が不十分

⑤埋立てに必要性がない

#### （国の主張）

何らの主張もなし。

## 7 問題点

### (1) 国の隠蔽

#### ●高さ制限

2011年 防衛局は辺野古周辺で高さ制限に関する調査実施（資料⑥）

調査の結果、高さ制限に抵触・近接する物件が 358 件あること判明  
2013 年 埋立承認申請時に、高さ制限に抵触・近接する物件があることを県  
に伝えず **(資料⑤)**

2018 年 上記の点は、北上田さんの情報公開開示請求により判明  
※「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」では、原告の一人について、高  
さ制限よりわずか 0.97m 低いだけである。

⇒地裁は、高さ制限より 0.97m 低いのであるから、原告適格を基礎づ  
ける事実とは認められない、と判断。

※「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」では、原告の三人について、  
現に高さ制限に引っかかっている。

## ●軟弱地盤

2013 年 3 月 埋立承認申請時

仲井真元知事は、防衛省から軟弱地盤の存在の可能性を伝えられて  
いたが、追加の地盤調査指示せず（2021 年 6 月 28 日付読売新聞の  
インタビューで本人が明らかにした）。

12 月、埋立承認

2015 年 4 月 防衛局は、受注業者から軟弱地盤だと報告受けていた  
（「シュワブ（H26）地質調査」業務打合簿 2015.4）

**\* 情報公開で開示したのは 2018 年 3 月**（北上田さん）

2018 年 8 月 沖縄県、埋立承認撤回

12 月 辺野古土砂投入

2019 年 1 月 安倍首相答弁で、軟弱地盤が存在し、地盤改良工事必要と認  
める。

2 月 岩屋防衛大臣答弁で、軟弱地盤の最大深度が 90 メートルと認め  
る。サンドコンパクションパイル工法で施行可能な深さは最大 70  
メートル。水面下 70 メートル以下は「非常に固い粘土層が確認  
されている」

2020 年 5 月 岩屋防衛大臣答弁で、「詳細な整理、分析の結果、B27 地点  
における Avf-c 層と Avf-c2 層の地層境界を水面下約 77m と設定  
しているものとございます」

**(2) 実現可能性が乏しい埋立工事**

軟弱地盤調査不十分 (資料⑩から⑬)

改良工事の実現性が乏しい (資料⑩から⑫)

地盤安定性の調査が不十分、不適切である (資料⑩から⑫)

活断層の存在

**(3) 実現可能性が乏しい工事に莫大な費用の投入**

・工期 埋立まで9年3か月 (+陸上施設3年)

・埋立土砂と地盤改良材(海砂)はすべて県内調達へ

・予算 9300億円へ (←当初は施設整備含め約3500億円)

既支出額は、2025億円〔2020年6月報道〕)

**(4) 肝心の国土交通大臣の裁決が違法か否かについて、司法の判断がなされていないこと**

「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」一審判決は、原告適格を狭く解釈し、門前払いの判決をしている。

「知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟」も同じ裁判官が担当。

**(5) 沖縄県と国の裁判の関係**

**国が国の判断の是非を司法に問えない仕組みを利用していること (司法も許容する判断している)**

辺野古新基地建設は閣議決定 (防衛大臣も国交大臣も同じ一員)。

沖縄県の判断を国土交通大臣が取り消すと、沖縄県は国の判断の是非を司法に問えていない状況 (入口論で却下)。

被害発生前に、止める手段は今だが、原告適格が認められないとなるとそもそも国の判断の是非を司法に問えない。

**(6) 一度基地と利用された場合、現在の司法では爆音を差しとめる手段がない**

嘉手納爆音、普天間爆音訴訟等では、爆音は違法であると認定されているが、第三者行為論、主権免除論で飛行差し止めは認められていない。